

吸収分割に係る事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 189 条
並びに会社法第 801 条第 3 項第 2 号に定める書面)

2021 年 2 月 1 日

ナビタスビジョン株式会社

シリウスビジョン株式会社

2021年2月1日

吸収分割に係る事後開示事項

神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目4番地17
ナビタスビジョン株式会社
代表取締役 辻谷 潤一

神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目4番地17
シリウスビジョン株式会社
代表取締役 辻谷 潤一

ナビタスビジョン株式会社（以下「分割会社」といいます。）及びシリウスビジョン株式会社（旧商号：ナビタス株式会社。以下「承継会社」といいます。）は、両社の間において2020年10月8日付で締結した吸収分割契約及び2020年12月10日付で締結した吸収分割契約の変更契約に基づき、2021年2月1日を効力発生日として、分割会社が画像検査システム事業及び付帯・関連する一切の事業に関して有する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いました。

本吸収分割に関して会社法第791条第1項第1及び会社法計施行規則第189条並びに会社法第803条第3項第2号に基づき開示すべき事項は下記のとおりです。

なお、本吸収分割は、分割会社においては会社法第784条第1項の規定に基づく略式吸収分割、承継会社においては会社法第796条第2項の規定に基づく簡易吸収分割となるため、両社の株主総会の承認を得ずに行うものであります。

記

1. 吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）

2021年2月1日

2. 吸収分割会社における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過及び第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第189条第2号）

(1) 会社法784条の2の規定による請求に係る手続の経過

分割会社の株主は承継会社のみであるため、会社法第784条の2の規定に基づく株主による差止請求はありませんでした。

(2) 会社法第785条の規定による手続の経過

分割会社の唯一の株主である承継会社は、分割会社の特別支配会社（会社法第 468 条第 1 項）に該当するため、同法第 785 条の規定による手続は行っておりません。

(3) 会社法第 787 条の規定による手続の経過

分割会社は、会社法第 787 条第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、2020 年 11 月 27 日付の日刊工業新聞により公告いたしましたが、同条第 1 項の規定による新株予約権者からの新株予約権買取請求はありませんでした。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過

分割会社は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき 2020 年 11 月 27 日付の官報において公告するとともに、同日付の日刊工業新聞により公告しましたが、所定の期間内に異議を述べた債権者はおりませんでした。

3. 吸収分割承継会社における会社法第 796 条の 2 の規定による請求にかかる手続の経過、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

本吸収分割は簡易分割（会社法第 796 条第 2 項）に該当するため、会社法第 796 条の 2 の規定による承継会社の株主による差止請求は認められておりません。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

承継会社は、会社法第 796 条第 2 項に基づき株主総会の承認決議を経ずに本件分割を実施したため、同法第 797 条の規定による手続は行っておりません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき 2020 年 11 月 27 日付の官報において公告するとともに、2020 年 12 月 15 日付の電子公告により公告しましたが、所定の期間内に異議を述べた債権者はおりませんでした。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

承継会社は、効力発生日である 2021 年 2 月 1 日をもって、分割会社から画像検査システム事業及び付帯・関連する一切の事業を承継いたしました。なお、その概算額は以下のとおりです。

承継資産の額：暫定額 410,543,132 円

承継負債の額：暫定額 408,250,423 円

5. 変更登記日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

本吸収分割による吸収分割会社及び吸収分割承継会社の変更登記申請は、2021 年 2 月 1 日
に行う予定です。

6. その他吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

該当事項はありません。

以上